

国立大学法人京都大学の組織に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>第9節 教育院等 (教育院等)</p> <p>第47条 京都大学に、京都大学における教養・共通教育の企画及び実施、学術研究基盤の整備、全学的事業の推進又は支援その他全学に係る業務を実施するための組織として、次に掲げる教育院、機構及び本部を置く。</p> <p>国際高等教育院 環境安全保健機構 情報環境機構 図書館機構 産官学連携本部</p> <p>国際戦略本部</p> <p>2 前項の教育院等に関し必要な事項は、当該教育院規程、機構規程又は本部規程の定めるところによる。</p> <p>(後略)</p>	<p>第9節 教育院等 (教育院等)</p> <p>第47条 京都大学に、京都大学における教養・共通教育の企画及び実施、学術研究基盤の整備、全学的事業の推進又は支援、<u>産業界との協働によるイノベーション創発研究の企画立案及び実施</u>その他全学に係る業務を実施するための組織として、次に掲げる教育院、機構及び本部を置く。</p> <p>国際高等教育院 環境安全保健機構 情報環境機構 図書館機構 産官学連携本部 <u>オープンイノベーション機構</u></p> <p>国際戦略本部</p> <p>2 (同左)</p> <p>附則 この規程は、令和元年7月1日から施行する。</p>